

お知らせ版

令和4年
3月2日

総合政策課発行
☎ 582-2111 (代)

新型コロナウイルス感染症対策 町長メッセージ

町民の皆さまへ

事業主の皆さま・施設管理者の皆さまへ

新型コロナウイルス感染症については、感染力の強いオミクロン株が猛威を振るい、全国においては1日あたり新規陽性者が約8万人を超える日も確認されており、収束の見通しが立たない状況にあります。県内においては、新規感染者数の減少傾向が見え始めてきていますが、都市部のみならず、町村においても多くの感染者が確認され、学校や児童施設、さらに、高齢者施設や病院などにおけるクラスターが相次ぎ発生しています。この事態を踏まえ、全県域に発出されている「非常事態宣言」および「まん延防止等重点措置」は、3月6日まで延

長されています。

本町におきましても、10歳未満から高齢者までの幅広い年代で、新規陽性者が確認されていることから、引き続き、公共施設の一時的休止などの感染対策を継続しておりますので、ご理解いただきま

すようお願いいたします。皆さまにおかれましては、非常に重大な局面でありますので、ご自身と大切な人の命と健康を守るため、強い危機意識をもち、引き続き基本的な感染対策の徹底と慎重な行動をとっていただきますよう、切にお願い申し上げます。

令和4年3月2日
桑折町新型コロナウイルス感染症対策本部長 桑折町長 高橋宣博

薬局などでの無料検査（PCR・抗原定性等検査）の期間が3月31日困まで延長されました。感染の不安を感じる人（無症状者に限る）は、検査をお受けください。

【福島県非常事態宣言 3月6日まで】

【町民の皆さまへ】

- 1、3密の回避、不織布マスクの着用など、基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。
- 2、混雑している場所や感染リスクの高い場所への外出・移動や不要不急の都道府県間の移動を控えてください。
- 3、営業時間短縮の要請以降、飲食店などに入りしめないこと。感染対策の徹底されていない飲食店の利用を自粛すること。同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を自粛すること。

【事業主・施設管理者の皆さまへ】

○飲食店など

営業時間短縮や酒類提供の自粛にご協力ください。

ふくしま感染防止対策認定店※

- ① 5:00～21:00まで（酒類提供は20時まで）
- ② 5:00～20:00まで（酒類提供は終日自粛）
のいずれか

認定を受けていない飲食店※

5:00～20:00まで（酒類提供は終日自粛）

※要請に協力いただく場合、協力金が支給されます。

■対象 飲食店（時短営業により売り上げが減少した中小法人、個人事業者には一時金支給）

■相談窓口 福島県協力金コールセンター
☎ 521-8575（毎日9:30～17:30）

○全ての事業者

- ・職場内の感染防止対策を徹底してください。
- ・人と人との接触機会の低減にご協力ください。
- ・事業継続計画（BCP）の再確認や策定を行うこと。

【小・中・高等学校の皆さまへ】

- ・感染リスクの高い学習活動や他校との合同練習、練習試合の停止など、対策の徹底をお願いします。

【医療機関、高齢者施設、児童施設などの皆さまへ】

- ・感染防止対策に見落としがないか、再度確認をお願いします。

申告相談会場の混雑状況

町公式ホームページにて、桑折町申告相談会場の混雑状況を確認できます。

申告相談に来庁の際はご利用ください。

また、例年10:00ごろまでは非常に混雑し、待ち時間が発生します。14:00以降は待たずにご案内できることが多いです。

☎ 税務住民課 課税係

☎ 582-2114



内部被ばく検査

3月の内部被ばく検査（ホールボディカウンタ）日をお知らせします。

■日時 3月8日（月）、25日（金）
10:00～16:00

■場所 保健福祉センター「やすらぎ園」

■問い合わせ・予約先

健康福祉課 健康増進係 ☎ 582-1133

◎前日までに、電話予約をお願いします。

農作業の事故を減らしましょう 春の農作業安全確認運動

春の農繁期を迎え、トラクターや田植機などの農作業機械を使用する機会が多くなり、農作業事故が発生する可能性が高くなります。下記を確認しながら安全確保に努めましょう。

- 今季初使用前に農作業機械を点検・整備するとともに、安全対策を再確認する。
- 機械運転中は、安全キャブやフレームを装着し、シートベルト・ヘルメットを着用する。
- 作業中は、巻き込まれやすいものを身に着けず、詰まり解消作業や清掃時は、必ずエンジンを停止する。
- 公道を走行する際は、一般車両との接触や追突を防ぐため、「低速車マーク」や「反射板」の設置、ランプ類の増設などの対策をとる。
- 運搬時の過積載は重大な事故につながるため、積載量を守る。

「農作業事故はいつ起こるかわからない」という認識をもち、農作業事故防止に努めていきましょう。

農産産業振興課 農林振興係 ☎ 582-2126

電気柵を点検しましょう

有害鳥獣による農作物被害を防ぐには電気柵が最も有効です。しかし、きちんと管理しないと効果が無く有害鳥獣が侵入してきます。日ごろから管理し、電気柵の効果を保ちましょう。

■点検ポイント

- ①電気柵の周りが草刈りされ、ワイヤーに雑草が触れていないか？
- ②ワイヤーが弛んだり、地面から一定の高さに保たれているか？
- ③支柱が抜けたり倒れたりしていないか？
- ④パチッ、パチッと音のするところはないか？
- ⑤電圧は低下していないか？

■電気柵など設置者への経費助成

町では、電気柵、ワイヤーメッシュ柵を設置する人に対し、その経費の一部を補助します。補助を受ける場合は、電気柵などを設置する前に申請が必要になります。詳しくは下記まで問い合わせください。

■対象者

町内の農地を所有または耕作している町民

■補助対象経費 電気柵およびワイヤーメッシュ柵設置に要する資材代

■補助金額 購入経費の4分の3以内の額
(上限100,000円)

■補助の制限 事業の補助を受ける人は同一年度内においては1回限り

農産産業振興課 有害鳥獣対策係 ☎ 582-2126

水道の使用開始・中止の 届け出は上下水道課に！

3月、4月は、引っ越しなどによる異動が多い時期です。

下記に当てはまる場合は、**【5日前まで】に忘れずに届け出を済ませてください。**

- ・水道の使用を開始、または中止するとき
 - ・水道の使用を再開するとき
 - ・長い間、水道を使用しないとき
 - ・水道使用者の名義が変わるとき など
- 農上下水道課 業務係 ☎ 582-1100

初めて青色申告に 取り組む農家を支援

町では、初めて青色申告に取り組む農家に対し、書類作成費用の一部を助成します。令和4年に初めて取り組むには、3月15日までに福島税務署に「所得税の青色申告承認申請書」などの書類の提出が必要になります。

青色申告は、農家にとってメリットも多く、また、農業経営収入保険の加入要件の一つでもありますので、積極的に取り組んでみませんか。

- ・認定農業者 35,000円
 - ・認定農業者以外 15,000円
- 農税制度について 福島税務署 ☎ 534-3121
補助について 産産業振興課 農林振興係 ☎ 582-2126

第2回家族介護者交流事業

在宅で介護をしている介護者同士の交流やリフレッシュを目的として、家族介護者交流事業を開催します。日ごろの疲れを癒しませんか。

お気軽にご参加ください。

■日時 3月16日(日) 9:20～15:00

■場所 つきだて花工房
(やすらぎ園から送迎があります)

参加
無料

■予定内容

- ①介護者ミーティング
- ②ワークショップ「ジェルランタン作り」
- ③昼食、アトラクションなど

■対象者 在宅で介護をしている人

※定員20人になり次第締め切ります。

■申し込み 3月9日(日)までに下記または担当ケアマネージャーに申し込みください。

※新型コロナウイルスの感染状況により、内容の変更または中止になることもあります。

※参加者には、後日詳細をお送りします。

農町地域包括支援センター ☎ 582-1188

食事券期限迫る

■「Go To Eat こおり」食事券

【使用期限】3月21日(日)

※販売は終了しています。



忘れずに
ご使用
ください

初午行事・団員募集

初午行事のための打鐘を行います。

■日時 3月13日(日) 7:30

■打鐘信号 ○ ○-○-○(1点3点)

※当日は、消防団による消火栓の点検などにより赤水が出る場合があります。細心の注意を払って作業しますので、ご了承願います。

★消防団員募集★

町内に在住・在勤の18歳以上の男女で心身ともに健康な人ならどなたでも入団できます。

☎生活環境課 危機管理係 ☎582-2123

火の
用心

2022ミススピーチ キャンペーンクルー募集

■応募資格 ①～③のすべてに当てはまる人

- ① 18歳以上で心身ともに健康な人 (高校生は除く)
- ② 県内に居住、または在勤・在学しており、福島市役所やPR場所などに通勤可能な人
- ③ 年間20日以上くだものPR活動ができる人 (特に7月～8月はPR活動が集中するため、他の用件よりも優先して活動に専念できる人)

■募集人員 10人以内

■任期 1年間

■応募方法

- ① 福島県くだもの消費拡大委員会のホームページ (<https://www.f-kudamono.com>) からインターネットでの応募。
- ② 所定の応募用紙 (役場産業振興課で配布、または上記ホームページからダウンロード可。必要事項を記入し、事務局に直接または郵送・FAXにより応募)

■応募先 〒960-8601 福島市五老内町3-1
福島市役所 農業振興課内
「キャンペーンクルー」担当

■応募締切 4月11日(日) 正午必着

■選考会 4月23日(日) (コラッセふくしま)

■賞 賞状、トロフィー、旅行券(10万円相当)、記念品

☎福島県くだもの消費拡大委員会

(福島市役所農業振興課)

☎529-7663 FAX533-2725

検察審査会とは？

検察審査会では、検察官が被疑者(犯罪の嫌疑を受けている者)を裁判にかけなかったこと(これを「不起訴処分」といいます。)が正しかったかどうかを、選挙権を有する国民からクジで選ばれた11人の検察審査員が審査しています。制度が始まってから、63万人以上の方が検察審査員または補充員に選ばれています(令和4年4月から、検察審査員候補者の選定は18歳以上に引き下げられます)。

審査は、犯罪の被害にあった人や犯罪を告訴・告発した人から申し立てがあったときに始まります。検察審査員や補充員に選ばれましたら、ぜひ会議に出席してください。

審査の申し立てには、費用は掛かりません。検察審査会窓口では、手続の案内も行っています。詳しくは、下記ホームページまたは事務局まで。

☎福島検察審査会事務局 ☎534-2384

URL <https://www.courts.go.jp/links/kensin/index.html>

令和5年歌会始 お題は「友」

宮内庁より令和5年の歌会始のお題および詠進歌の詠進要領が発表されました。

■お題「友(とも)」

歌に詠む場合は「友」の文字が読み込まれていればよく、「友人」「学友」「友好」などの熟語にしても差し支えありません。

■詠進要領 お題を詠んだ自作の短歌で、一人一首、未発表のもの。

■書式

- ・習字用の半紙を横長に使い、縦書き
- ・半紙の右半分にお題と短歌、左半分に郵便番号、住所・電話番号・氏名(本名・ふりがな付き)、生年月日・性別・職業(なるべく具体的に)
- ・すべて毛筆での自署
- ・病気や障がいなどで毛筆自署不可能な場合は、代筆(黒墨)や本人によるワープロやパソコン使用の印字も可

※この場合、代筆や印字の理由、代筆者の住所氏名を記載した用紙を添付してください。

・視覚障害の人は、点字での詠進も可

■応募締切

9月30日(当日消印有効)

■あて先

〒100-8111 宮内庁

※封筒に「詠進歌」と書き添えてください。

■問い合わせ 9月20日までに宮内庁式部職まで郵送とし、あ先記入・切手貼付済の返信用封筒を同封してください。

■宮内庁ホームページ

<https://www.kunaicho.go.jp/>

就職・入学・転勤などに伴い、臨時窓口を開庁します

■取り扱いできる業務

- ・住民異動届（転入、転出、転居）
 - ・戸籍届出
 - ・住民票、戸籍関係証明書の交付
 - ・印鑑登録および印鑑証明書の交付
 - ・マイナンバーカード・マイナポイント申請など
- ※マイナンバーカード交付は、予約制となります。
- ※税証明関係は、取り扱いません（24日・31日を除く）。

■開庁日時・場所

期日	3月24日(木) 31日(木)	3月27日(日)	4月3日(日)
時間	17:15～ 19:00	8:30～ 12:00	13:00～ 16:30
場所	役場1階 税務住民課（2番窓口）		

☎税務住民課 住民係 ☎582-2124

令和4年度採用会計年度任用職員（フル・パートタイム職員）を募集

勤務場所	職種	採用予定人員	勤務時間・給与など	資格
醸芳保育所	保育士	7人	7:30～19:00の間の7時間45分 …週5日・土曜日有・12か月雇用 ・月給166,700円 ・入所児（0～2歳児）の保育全般	保育士または幼・小・養護いずれかの教諭資格を有する者、令和4年3月末までに取得見込みの者
	栄養士	1人	8:00～16:45の7時間45分 …週5日・土曜日有・4か月雇用 令和4年4月1日から7月31日まで雇用（更新なし） ・月給166,700円 ・献立作成・栄養計算・調理・食材発注納品チェック	栄養士の資格を有する者か、令和4年3月末までに取得見込みの者
醸芳幼稚園	教諭	1人	7:20～16:45の間の7時間45分 …週5日・10か月雇用 令和4年6月1日から令和5年3月31日まで雇用 ・月給166,700円〔長期休業中は放課後児童保育業務のため、勤務時間・場所変則〕 ・入園児（3～5歳児）の教育全般 教育・保育全般	幼稚園教諭の資格を有する者か、令和4年3月末までに取得見込みの者
クラブ放課後児童保育室	パートタイム 支援員	1人	15:30～17:30の間の2時間…週5日・12か月雇用（勤務時間帯・場所変則）＊超過勤務あり ・資格有 時給1,024円、資格無 時給945円 ・小学校（1～6年）の保育および施設内清掃など	健康で児童の保育に意欲のある者、なお、幼稚園教諭または保育士・小学校教諭の資格を有する者であればなお可

■提出書類および申し込み受付【随時受付します】

下記書類をこども教育課（役場3階 教育委員会内）へ提出してください（郵送でも可）。

なお、採用者が決定するまで受付を継続します。

- ①町指定の履歴書（こども教育課で配布する他、ホームページからダウンロードできます。）
- ②資格を有することを証する書類（免許状や保育士証、認定資格研修修了証などのコピー）

■試験方法 一次：書類審査 二次：個別面接など

※試験の可否発表は後日、本人宛てに通知します。

■採用について

採用決定者は、**令和4年4月1日から雇用**

- ・給料は、行政職給料表に基づき支給します。
 - ・一定要件を満たす場合、通勤手当などを支給します。
 - ・健康保険・厚生年金保険・雇用保険に加入します。
- ◎保育業務を参観したい場合は、下記へ連絡ください。

■郵送・問い合わせ先

〒969-1692 桑折町大字谷地字道下22番地7
桑折町教育委員会内 こども教育課 幼児教育係
☎582-2403 FAX582-2470

被災者生活再建支援制度の期間延長

福島県沖地震により、居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対する被災者生活再建支援制度について、申請期間が延長となりました。

■申請期間

- ①基礎支援金 令和5年3月13日まで
- ②加算支援金 令和6年3月13日まで

■支援制度の対象となる被災世帯

- ①住宅が「全壊」「大規模半壊」した世帯
- ②住宅が「半壊」、または住宅の敷地に被害が生じ、住宅を解体した世帯
- ③住宅が「中規模半壊」した世帯

☎健康福祉課 福祉係 ☎582-1133